

江戸時代における大名と改易 —米沢藩上杉家の削封事例を中心に—

梁 益模

目次

はじめに

1 寛文四年米沢藩の削封

1) 米沢藩上杉家の系譜と領地

2) 上杉家の削封過程

2 米沢藩の削封と養子問題

おわりに

はじめに

江戸時代、大名家が取り潰されるか、減封されるか、あるいは存続させるかもすべて将軍の意志に依っていたといわれた。これが將軍権力が専制的だといわれる所以である。

將軍権力の専制性、集中性に関しては、「封建的土地所有」「官僚制機構」を超越する將軍の権力などによって主張されてきた¹。改易と関連して藤野保氏は、幕藩体制における片務的主従関係は、幕府から領地が与えられたことから生まれたことであり、その土地所有の編成原理は

改易・転封権の行使により促進・強化されており、江戸幕府の権力が西ヨーロッパの領主（国王・皇帝）権力に比べて、極めて強力であったと述べている²。

これに対し、將軍権力の「専制」的側面を見直す研究が行われはじめた³。中でも跡継ぎ問題から幕藩関係を照明した研究として福田千鶴氏の研究が特筆される⁴。福田氏は、近世前期の大名相続の問題点とその特質を明らかにする研究の中で、大名改易の理由を再検討し、改易の中で「無嗣・幼少」を理由に改易された大名については、幕府が断絶ではなく減封または転封の処分を行ったのであるから、幕府が世嗣問題を以って大名を統制したとは言えないと言っている⁵。また、笠谷和比古氏により、改易や減封処分を行う際、幕府は強権的に処分を実施するのではなく、周囲の大名の動搖を招くことに配慮した手続きをとつて進めていたことが明らかに

¹ 伊東多三郎『近世史の研究』第四冊（吉川弘文館、1984）p. 23。氏は、將軍が大名の知行権を持っていることが大名の統制を可能にしたとしながら、「大名の改易転封と配置とは、大名領地の知行権が將軍の全国統治権の中に包含されたことを意味する」と述べている。深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』（吉川弘文館、1991）氏は、官僚機構を超越した將軍の政局運営を徳川中期を素材に解明している。ここで、專制政治の意味を將軍個人の意思がそのまま通用するようなことだけではなく、老中を中心とする政治システムが形骸化し、將軍の意思が側用人を通して政治に反映するより広範囲として使っていると断っている。

² 藤野保『日本封建制と幕藩体制』（培文房、1983）pp. 30-35。

³ 笠谷和比古「徳川幕府の大名改易政策を巡る－考察1、2」（『日本研究』3、4号 1990、1991）、同「日本近世社会の新しい歴史像を求めて」（『日本史研究』333号 1990、5）、福田千鶴「福岡藩『黒田騒動』の歴史的意義」（『日本歴史』508号 1990、9）、同「近世前期大名相続の実態に関する基礎的研究」（『史料館研究紀要』第29号、1998）。

⁴ 福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的研究」。

⁵ 福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的研究」pp. 57-107。

なっている⁶。

このように、従来將軍権力の「專制」性をはかる指標としてみられてきた改易・減封処分もあらためて見直される段階にきていると考えられる。すでに大名の取り潰しによって浪人が発生し、治安が悪化することに対する対策として末期養子の禁が緩和されたことはよく知られているが、本稿では、むしろ改易処分となるところをまぬかれ、減封処分で済まされた事例を丹念に分析し、どのようなことを契機として幕府が処分を軽減したのか、幕府の大名政策の一端をさぐることを目的とする。その際、寛文4年（1664）米沢藩主上杉綱勝の死去により半領に減封された米沢藩の事例を取り上げて検討する。

従来米沢藩の事例は、当時幕閣に強い影響力を持っていた保科正之の働きと、上杉綱勝の養子に迎えようとする者が高家の吉良家の息子であったことが、上杉家を断絶ではなく減封処分にした主要な原因とされてきた⁷。すなわち、上杉家と幕府との人脈関係が、断絶を免れたもっとも重要な要因として説明されてきたのである。しかし、こうした上杉家人脈ばかりに注目するのではなく、幕府が大名家の存続に対してどのように対応していたかを見直す必要があると考える。時代の趨勢としては末期養子の禁が緩和された動向の延長線上にあるとはいえ、この

処分の背景には幕府が大名家の取り潰しではなく、大名家を存続させようとする意図をうかがうことができよう。とくに上杉綱勝の死去後、伝えられた上意および半領の処分を下した経緯をみると、幕府が大名家の伝統を重視し、且つ大名家が行った一連の動きに目を配る様子も見られる。

以上のような問題関心に立ち、本稿では、寛文4年の米沢藩の断絶の危機から減封処分に至る一連の経緯を可能な限り詳細に示し、その過程を通して幕府が上杉家をどのように処分しようとしたか、あるいはそれをとどめたものが何であったかを考察してゆく。

1. 寛文四年米沢藩の削封

ここではまず、米沢藩上杉家が減封されるに至った経緯について明らかにしておきたい。

1) 米沢藩上杉家の系譜と領地

米沢藩の藩祖とされる上杉謙信は、享禄3年（1530）越後守護長尾為景の二男として生まれ、幼名は虎千代、のち景虎と称した。米沢藩の初代藩主である景勝は、謙信の甥で謙信の養子になり景勝と名乗った。米沢藩の成立は、上杉景勝が慶長3年（1598）正月10日、豊臣秀吉から封地を転じられて陸奥国に移されて会津若松城を賜わり、同国仙道・信夫・伊達および出羽国米沢・庄内また佐渡の地を併せて120万石を領したことからはじまっている。その後、関ヶ原

⁶ 笠谷和比古「徳川幕府の大名改易政策を巡る－考察1、2」。

⁷ 『米沢市史』通史編 近世1 米沢市史編纂委員会、1968、藩政史研究会 編『藩制成立史の綜合研究－米沢藩－』（吉川弘文館 1983）。

の戦いで家康と敵対した景勝は、慶長 6 年（1601）会津から米沢へ移封を命じられ、米沢・福島三十万石に減封されたが、以後大坂の陣では徳川方に付き、米沢藩三十万石を維持することができた⁸。

三十万石になった米沢藩の領知を寛文 4 年（1664）4 月 5 日付の領知判物⁹からみると、次のようにある¹⁰。

[史料 1]

出羽国置賜郡式百五拾七箇村拾八万六千九百九拾石余、陸奥国信夫郡六拾七箇村四万八千五百三拾石余、伊達郡八拾六箇村六万四千四百七拾石余、都合三拾万石別紙事、如前々充行之訖、全可領知之状如件

寛文四年四月五日（花押）

米沢侍従とのへ

領知判物によると上杉家の領知は、置賜郡 18 万 6990 石余、信夫郡 4 万 8530 石余、伊達郡 6 万 4470 石余で都合 30 万石となっている。

2) 上杉家の削封過程

景勝の跡を継いだのが第二代藩主定勝である。定勝は正保 2 年（1645）41 歳で病没し、嫡子である綱勝が（幼名卯之松）わずか 8 歳で三代藩主となった。

⁸ 『米沢市史』近世 1。

⁹ 将軍代替りごとに、五万石以上の領主に対して領知朱印状を下賜する制度が寛永十一年（1634）にできたが、それが完備したのが寛文四年である。

¹⁰ 『山形県史』資料編 16（山形県 1976）。

『綱勝公御年譜』¹¹によると綱勝は、幼少より虚弱な体質で、家督を継いだ後、明暦 2 年（1656）の江戸登り（参勤交代）の際にも、途中で虫氣をおこしたという。さらに、万治元年（1658）にも病気にかかり、老中から参勤は延引し快復の上参勤するよう台命を受けていた¹²。しかし、その後寛文 4（1664）年閏 5 月 7 日、米沢藩江戸邸で上杉綱勝は死去した。病弱とはいえ大きな病を患ったわけではないことから、上杉綱勝の死は急死と認識されたことが次の史料からわかる¹³。

[史料 2]

- 閏五月朔日夜半より御腹中御痛（ママ）道、是はつとくゑんを御服用させ申候へハ、夜明迄、七八度御ときやく被成
- 二日之晚より三日迄、内田玄勝御療治也
- 四日之晚より井上玄哲御療治、山下友仙針被致、同日より御腹、以之外はり、御苦みつよし
- 六日夜中より御四足ひゑ候、御脈ニむら出ル
- 七日卯之刻ニ往生被成也

【史料 2】のように、綱勝は寛文 4 年閏 5 月 1 日から腹痛を起こして、4 日からは異常な腹の

¹¹ 『上杉年譜』の編纂の事情は不詳であるが、江戸中期に編纂されたものと推定されている。原本は現在、米沢市立図書館に所蔵されている。（米沢温故会の史料解題より）。

¹² 『綱勝公御年譜』万治元年四月十九日の条（米沢温故会 1988）。

¹³ 上杉文書 590 「削封日記」（「削封日記」は、寛文 4 年米沢藩の削封の際、上杉綱勝の死から削封までを編年体に記録した史料である。）（米沢市立図書館所蔵）。

はりで苦しんだ。6日には、さらに四肢が冷え、脈も乱れるようになり、ついに7日に死去したのである。綱勝の死は、閏5月10日に到着した飛脚によって国元（米沢藩）に知らされ、国元家臣たちは、「御書状披見絶意語候、此方上下心中御察之通ニテ御天道つき候へ之事ニ候間申事無之候」と、先行きを憂う心中を表している¹⁴。また、名代として山田清兵衛を江戸へ遣わし、彼を通して今後の指示を仰ぎ、遺金として2000両を登らせた¹⁵。

一方、「江戸幕府日記」寛文4年閏5月7日条に「上杉播磨守、今般相果候段、上聞ニ達可申候、肥後守（会津藩主保科正之：筆者注）へ上使民部少輔（大番頭松平氏信：筆者注）¹⁶」とあり、綱勝が亡くなったその日には、綱勝の死が幕府に知らされていたことがわかる。報告を受けた幕府は、上使を派遣して將軍の上意を伝えるが、最初に保科正之¹⁷に上使が派遣された。なぜ、上杉邸ではなく保科正之に上使が派遣されたのかについて、残されている史料からは確かにではないが、上杉綱勝の亡くなった正室の父であった保科正之が上杉家にかわって幕府に綱勝の死を届けたためと推測しておきたい。『会津

藩家世実紀¹⁸』には綱勝が亡くなった日の記録に上使が伝えた上意が次のように記されている¹⁹。

〔史料3〕

閏五月七日、（前略）只今松平民部少輔殿為上使被成下、播磨守（上杉綱勝：筆者注）死去之段別而不便ニ被思召候、在所之儀、万不取乱様ニ可申付旨上意有之、依而家來之者共仕置等、無油断様ニと申付事ニ御座候段御請申上候、右之趣其方共相心得、播磨守殿存生之内ことく、万申付候様在所江可申越候、尤兩人此方江呼寄可申渡候へ共、取紛用事之滞ニも可成と存、以使者申遣候、上意趣皆々難有承知可存由、勘十郎（佐藤勘十郎、保科正之の家臣：筆者注）御口上之旨申達候ニ付、兵部・伊右衛門御請申上候ハ、只今松平民部少輔様上使、播磨守死去之段不便ニ被思召候、在所之儀、万不取乱候様ニ可被仰付旨、肥後守様江上意之趣被仰渡謹而承候、即家來之者共ニも申聞、米沢へも急度可申遣候、肥後守様御威光故、加様之上意承候儀、難有仕合奉存候旨御請申上、（後略）

上記の史料からは、次のような点がわかる。7

日昼には上使として、大番頭の松平民部少輔が

¹⁴ 上杉文書 643「寛文四年閏五月播磨守様御逝去之節御半領ニ為成候御用状写」この史料は、寛文4年閏5月上杉綱勝逝去に付、米沢藩の国元家臣たちが江戸詰め家臣の書状に対しての返札を抜書きしたものである。（米沢市立図書館所蔵）

¹⁵ 上杉文書 643。

¹⁶ 『江戸幕府日記』寛文年録 寛文四年閏五月七日（當日本野上出版 1986）（原本は「柳営日次記」内閣文庫所蔵）。

¹⁷ 保科正之は、上杉綱勝の亡くなった正室の父親であり、徳川秀忠の庶子である。当時の将軍である徳川家綱の叔父に当たり、将軍を補佐する形で幕政に参与していた。

¹⁸ 『会津藩家世実紀』は、初代藩主保科正之から、七代藩主容衆に至る会津藩歴代の世史である。編纂は家老北原采女が最高責任者となり、藩の編集方役場によって、文化12年に完成された。（『会津藩家世実紀』家世実紀刊本編纂委員会編、1976の解題参照）。

¹⁹ 『会津藩家世実紀』第2巻、寛文四年閏五月七日の条。

保科正之邸に派遣された。上意は、播磨守（上杉綱勝）の死を不憫に思っており、在所（米沢藩）の乱れがない様にすることであった。その後、保科正之は家臣の佐藤勘十郎を上杉家に遣わして、上杉家の家来たち（千坂兵部・沢根伊右衛門）に上意を伝えた。上杉家では、上杉綱勝の死後も米沢藩を上杉綱勝生存の時のように仕置きをするようにという上意が伝えられた。これに対し、兵部と伊右衛門は、「肥後守様江上意之趣被仰渡謹而承候」と、生前のように領内を治めるように指示が出たことを伝えている。そしてこれを保科正之の「御威光」とたたえている²⁰。

むしろここで注目したいのは、上杉綱勝が亡くなった日には幕府から米沢藩の処分に関する言及ではなく、米沢藩の仕置きを上杉綱勝の生前の通り行うことだけが伝えられたことである。

続いて9日には、老中阿部豊後守（忍藩主阿部忠秋）を幕府の上使とし、香典三百枚が江戸桜田の上杉家に届けられた²¹。これに関する記述が「削封日記」に残されている。次は、寛文4年閏5月9日付「削封日記」の記録である²²。

〔史料4〕

一 九日、八時、為 御上使阿部豊後守 様御出被成候、若州様（高家吉良義

冬：筆者注）御父子御待受豊後様を御あひしらひ被成候

一 上意二候ハヽ、播磨守相果不便ニ被思召候、家来共めいわく可致候、領内之仕置先日肥後守殿江、以 上使如被仰渡候、播磨在世中の如く可申付、為御香典銀子三百枚被下由ニ被 仰渡、千坂（千坂兵部：筆者注）沢根（沢根伊右衛門：筆者注）兩人ニ右之趣被仰渡者也

上杉邸では阿部忠秋を若州様父子、すなわち吉良義冬と吉良義央が出迎えた。吉良義央は、上杉綱勝の妹の夫で、後述するように上杉綱勝の養子になる吉良三郎の父である。ここで吉良父子が上使を迎えたのは、次章で述べるように、この時点で吉良三郎が上杉家の養子として両家の間に内約があったからであると推測される。阿部忠秋が伝えた上意は、上述した保科正之邸に派遣された松平民部少輔が伝えた上意と同じく、領内の仕置きを上杉綱勝生存時の通り行うことという内容であった。

上杉家の国元である米沢に、幕府の上意が知られたのは、同年閏5月12日である。上意を受けた米沢藩の者たちの反応は、国元の家老が江戸家老に出した次の御用状に記録されている²³。

〔史料5〕

三日飛脚を以令申候、來次長右衛門十二日卯之刻參着、被仰含候様慎致承知安堵候

²⁰ 但し、この史料が会津藩の編纂史料であることを考えると正之の讚美となっている点を割り引いておかねばならない。しかし、このように保科正之をたたえる表現から、従来上杉家が敬意をまぬかれたといわれてきた根拠の一つでもあるだろう。

²¹ 『江戸幕府日記』寛文年録 寛文四年閏五月九日。

²² 上杉文書 590 2-1 「削封日記 天」（米沢市立図書館所蔵）。

²³ 上杉文書 643。

- 一 長右衛門被相渡之三ヶ条之覚書慥ニ
披見得其意候、
- 一 御書状披見、十日之晚肥後守様⁵御両
所へ御使者以被仰聞候ハ、肥後守様へ
之上使松平民部殿御出、上意二ハ播磨
守致病死不便ニ可存候、領内之仕置等
播磨守如在世申付候様ニ、肥後守⁵播
磨守家来共へ申付候へ与、上意ニ候由
被仰遣候、其上右之趣を米沢へ慥ニ申
遣、諸法度播磨守如在世申付可然よし
被仰下候由、因之給人町在郷共ニ物さ
ハかしく無之様ニ、急度申付可然由被
仰越、如何ニも相心得存候、則十二日
之朝侍頭、宰配頭、惣而物頭へ申渡候、
町奉行代官へも申渡之間、何茂致安堵
如何ニ茂静ニ御座候間、必御気遣有間
敷候

すなわち、米沢藩の者たちは同年閏5月12日早朝（卯ノ刻）に江戸詰家臣であった来次長右衛門が携えてきた江戸家老の書簡で上意を知ることになった。その上意の内容は、松平民部少輔が閏5月7日に保科正之に伝え、保科正之の家臣が閏5月10日に「御両所」すなわち、千坂兵部と沢根伊右衛門に伝えた上意であった。米沢藩側では、飛脚が到着した12日の早朝、その内容を、侍頭・宰配頭そしてすべての物頭と町奉行および代官にも伝えた。上意を受けた国元の者たちは藩主の死により不安であった藩の未来に安堵したことが伝えられている。

一方、同じ日（閏5月12日）に保科正之からも米沢藩の国元に小松十太夫を使として次のように伝えている²⁴。

[史料6]

一 肥後守様より小松十太夫（保科家家
臣：筆者注）為御使者、当十二日之朝米
沢へ致参着候、中条越前・黒川右衛門（上
杉家国元家老：筆者注）所へ肥後守様為
御意十太夫為申聞候御口上ハ、今度播磨
守殿死去被成各心底察入候、然者兼而よ
り生善院殿（上杉綱勝の母：筆者注）養
子に成置之三郎殿、上杉家督被 仰付候
与可有之候、此旨を於江戸兵部・伊右衛
門へ被仰聞候、其上松平民部殿為上使上
意二ハ、播磨守死去不便ニ思召、久敷家
ニ候間家来之者共書呂可申候、播磨致置
候如仕置之無猥ニ申付候へ由、播磨守家
來者共ニ申渡候へと上意候間、其旨を千
坂・沢根ニも被仰聞候、其上米沢へ慎ニ
申遣候へと右兩人ニ申渡候間、定而可申
越候、乍此上家中之者共給人町在郷共に
如前々候仕置等無油断為被申付、以使者
被仰遣由太夫才覚ニ候

保科正之から送られた使者からは次の二点が伝えられた。第一は、兼ねてより生善院が吉良三郎を養子にしておいたので、三郎に家督を仰せ付けるべきこと。第二は、保科家に派遣された上使が伝えた上意である。ここで注意したい

²⁴ 上杉文書 643。

のは、まず第一点目の綱勝の養子についてである。綱勝は保科正之の娘である媛と婚姻していたが、世子はいなかった。また綱勝の死は急死に近い状態で嫡子を決めていなかった。勿論、この時期には末期養子の禁は緩和されていたため、病床の内にも養子願いをしていればよかつたが、この段階では綱勝の養子願いは出されていなかったのである。この点は、次章で詳しく述べる。次に注目されるのは、上使の言葉として「久敷家二候間」とある点である。この言葉は〔史料3〕にはみられなかったが、それは幕府が上杉家の伝統を重視していることを現わす表現で、家の存続をほのめかしているとみていだらう。

これをうけて上杉家国元家老4人が保科正之の家臣田中三郎兵衛に送った返答書は次の通りである²⁵。

〔史料7〕

態以飛脚奉啓上候、今度播磨守殿死去候二付而、肥後守様御前々千坂兵部・沢根伊右衛門被召出、上杉家督養子三郎へ被仰付候様ニ御老中様へ可被仰達候段被仰合候由、思召難有仕合奉存候、其上肥後守様へ為上使松平民部殿御出、上意之趣是又兵部伊右衛門ニ被仰渡候旨、此方へ慥ニ申遣候、家中之者共尚以有加たく奉存候、仕置等播磨守如在世急度可申付候、右之旨宜様ニ御披露所仰候 恐惶謹言

壬五月十二日

此方四人

田中三郎兵衛様

この史料では、保科正之が三郎を家督とすることを老中に話したことに対する礼と上使が伝えた上意を上杉家に伝えてくれたことを感謝していると同時に、今後米沢藩の仕置きを綱勝生前のように仰せ付けることが明記されている。

次に、上意を受けた上杉家の動向を検討してみよう。下記の史料は、江戸詰の家臣が10日付けて国元に送った書状に対して国元の家臣が送った返書である²⁶。

〔史料8〕

当十日之書状十二日戌之刻到着令披見候

- 一 九日の昼時分阿部豊後守様為上使御出、御香典三百枚被參候由、不存寄儀御家之御手柄と存候
- 一 豊後守様御前へ千坂・沢根被召出被仰渡候上意之趣具ニ被仰越候、旁無残處御様子各思召之通、御家督御安堵程之物ニテ御座候、此方上下愁之中之悦ニテ御座候、（後略）

壬五月十四日

中條黒川富所渡部

千坂殿 沢根殿

江戸からの書状を披見した家臣たちは、「御家督御安堵程之物ニテ御座候、此方上下愁之中之悦ニテ御座候」と述べているように上意を上杉

²⁵ 上杉文書 643。

²⁶ 上杉文書 643。

家の家督安堵に匹敵するものとして受けとめていたことがわかる。ところが、藩の存続として安堵していたのもつかのま、6月に入ると藩領を半領に減封することが伝えられた。米沢藩が半領の処分になったことは次の「江戸幕府日記」に最初に登場する²⁷。

[史料 9]

寛文四年六月五日

一 上杉播磨守跡式三拾万石之内米沢領
二而十五万石者吉良上野介息三郎江被下
シ、外十五万石ハ被 召上之旨、^{養子}吉良若
狭守・同上野介并播磨守家臣中条越前・
千坂兵部・安田兵庫・沢根伊右衛門、今
朝雅樂頭（酒井忠清、当時の老中：筆者
注）宅江扣之老中列座伝達し候

「日記」からわかる内容は、養子である吉良三郎に米沢領の中で十五万石を下し、十五万石は召し上げることである。すなわち、寛文4年閏5月中に伝えられた上意では見られなかった半領の処分が、同年6月5日の「日記」の記事には現れているのである。しかし、半領の処置が決められた経緯に関しては言及しておらず、他の史料からも明らかにされているところがない。

これを受けた米沢藩の国元の反応は、「削封日記」寛文4年6月5日条に次のように記録されている²⁸。

[史料 10]

一 上意ニハ、播磨相果実子無之上ハ、名
字御つふし可被成由被思召候處ニ、肥後
守殿被申様ニハ、吉良上野介子三郎を去
冬播磨母ニ養子させ申候、依之三郎を名
跡ニ被 仰付被下候様ニと被申上候、古
キ家ニ候間肥後殿訴訟と申、拾五万石ニ
而名字御立被下候、十五万石ハ被召上候、
各其旨可相心得よし雅樂頭様被 仰渡候、
四人御請ニも実子無御座候上者御つふし
可被成、名字を拾五万石ニ而御立被下候
儀難在存候以上ハ、三郎を守立御恩賞を
可奉難有御請申上候

米沢藩の家臣たちは、上杉家に実子がないにも関わらず、断絶ではなく十五万石で立てられたことを有難く思い、吉良三郎を守り将軍の意思を奉ることを述べている。

この記述の中で保科正之が老中に「訴訟」した部分にすでに去冬（寛文3年12月）三郎を養子にしていたことが保科正之の尽力のことを表すところであると思われる。しかし、もっとも注目したい部分は「古キ家ニ候間肥後殿訴訟と申、拾五万石ニ而名字御立被下候、十五万石ハ被召上候」であり、半領の処分を受ける以前の史料のなかで[史料6]に、上使の伝えのなかで「久敷家ニ候間」と存続をほのめかす表現と同じように「古キ家ニ候間」という大名家の伝統を重視すべきであることを保科正之が主張しているところである。

²⁷ 『江戸幕府日記』寛文年録 寛文四年六月五日付。

²⁸ 上杉文書 590 2-2「削封日記 地」寛文四年六月九日の条。

次章では、米沢藩が半領の処分を受ける際に原因であった養子問題を取り上げ、養子が認められる過程から幕府の大名の存続に関する考え方を再考してみたい。

2. 米沢藩の削封と養子問題

江戸時代に大名が領地を収公される原因としてもっとも多かったのが、跡継ぎのない場合である。跡継ぎがない場合は生前に養子をとる必要があったが、上杉家の場合綱勝が亡くなった時点では正式な養子願いは出されていなかった。

以下、上杉家と保科家の間でやりとりされた養子に関する史料を追いながら米沢藩の存続が決定されてゆく過程を考察していきたい。

はじめに、上杉綱勝の年譜である『綱勝公御年譜』をみておきたい。次にあげるのは、のちに上杉家を継承する三郎が誕生したときの記述である²⁹。

[史料 11]

寛文三年十月二十八日 戊下剋 鍛治橋
官邸（吉良義央邸：筆者注）ニ於御妹三
姫君御安産、男子誕生し玉フ後則御養
君綱惠公三郎
殿と号セラレ旨千坂高治言上ス、且生善
院殿（綱勝の母：筆者注）ヨリ今清水少
右衛門信親ヲ使節トシテ米府（米沢：筆
者注）ニ遣サレ、今般三郎殿ヲ公ノ御猶
子ニ仰定ラレ然ルベキ旨仰進ラル、早速
御領掌ノ御挨拶有テ、信親江府ニ登り其

旨趣ヲ言上、不日ニ御養子ノ仰合サレ此
アリ

(中略)

寛文三年十一月十六日 去月二十八日鍛治
橋ニ於テ三姫君御安産、三郎殿誕生シ玉
ヒ、御猶子ノ御内談相済ニ付、使節古海
勘左衛門昌長ヲ江府ニ遣サレ、賀儀トシ
テ産衣三襲 延壽國綱脇差一腰ヲ三郎殿
ニ進玉ヒ、太刀・金馬代 昆布 白鳥
珍鯉一荷ヲ上州義央ヘ、紅花百斤 昆布
菱喰 緑鯉一荷ヲ同御内政 三姫君ヘ、
太刀金 馬代 二種一荷ヲ若州義冬ヘ
(中略)

寛文三年十二月十二日 吉良若州義冬ノ許
ヨリ 去頃三郎殿誕生、且 公ノ御養子
ニ仰合サルニ依リテ、公ヨリ使節ヲ以テ
賀儀ヲ贈進シ玉フ、返謝トシテ 使价須
藤權兵衛ヲ米府ニ差下サレ、若州・同内
政・三郎殿ヨリ數品ノ返謝各差アリ
(中略)

寛文四年一月十八日 今般吉良三郎殿 公
ノ養子ニ御内約相済、以後始テ櫻田官邸
(上杉家江戸上屋敷：筆者注)ニ招請、
御母公生善院殿賀燕享應シ玉フ、太刀・
馬代・黄金十兩、三郎殿ヨリ公ニ進セラ
ル旨追テ言上ス
(中略)

寛文四年二月八日 吉辰タルニ依リテ江府
ニ於公ノ養子三郎殿今日櫻田邸ニ呼迎玉

²⁹ 『綱勝公御年譜』。

フ、御母公生善院殿ヨリ御迎トシテ 今
清水少右衛門信親ヲ遣サレ 御賀儀有テ
群臣万歳ヲ賀シ奉ル

すなわち、寛文3年（1663）10月28日に吉良三郎が江戸の鍛冶橋の吉良邸で生まれた。三郎は、綱勝の妹三姫が吉良義央に嫁いで生まれた子である。生善院は吉良三郎を上杉家の養子にすることを米沢にいる上杉綱勝に伝え、綱勝の了承を得た。同年11月16日には、両家の間に養子の内談が終わったことで、養子になる吉良三郎、三郎の父義央、祖父義冬、母三姫にそれぞれ祝儀の品々を送っている。ここで「御内談相済」は吉良三郎を上杉家の養子にすることに対して、上杉家と吉良家との間で相談が終わったことを意味しているのだろう。

しかし、この段階では確定の段階ではなかつたと思われる。次の、同年12月12日条をみると、「吉良若州義冬ノ許ヨリ」という記述が見られ、吉良若州義冬すなわち吉良三郎の祖父の許可があることを表している。寛文4年1月18日には、吉良三郎が綱勝公の養子にする内約があつて以来始めて桜田邸（上杉家の江戸上屋敷）を訪れ、綱勝に太刀と馬代として黄金十両を進上した。同年2月8日には、吉良三郎が桜田邸に移ったので上杉家の者たちが喜んでいる様子が見える。以上の内容からは、上杉家と吉良家の間には、吉良三郎を上杉家の養子にする内約があつて生善院が育てることになっていることがわかる。しかし、三郎を養子とするのは、両

家の間に交わした内約だけで、幕府に養子願いを届け出た記述は見当たらないのである³⁰。その事実は、次の史料が裏付けている。

米沢藩四代藩主綱憲（吉良三郎）の年譜には、綱勝が亡くなる6日前の寛文4年の閏5月1日に、三郎を綱勝の養子にすることを幕府に届けるよう保科正之に頼んだことが記されている³¹。

[史料 12]

寛文四年閏五月一日 綱勝公御病癒二罹ラ
セ玉フ、御養子ノ儀聞ナキニ依リテ、
保科中将正之ヲ御病床ニ招キ玉ヒ、三郎
殿ヲ養子ニ御願ノ趣御頼アリ、正之領掌
アツテ帰邸也、然ルニ御病癒症有テ危
急ニ臨ミ、正之件ノ旨趣ヲ老中ヘ未達ノ
内、同七日朝綱勝公終逝シ玉フ、正之ヲ
始 御一族方以下群臣聞冰思ヲナシ、悲
歎更ニ止時ナシ

すなわち、綱勝は病床に伏してから保科正之を招いて「三郎殿ヲ養子ニ御願ノ趣」を頼んだという。それは、「御養子ノ儀聞ナキニ依リテ」すなわち、綱勝に養子を迎えることが幕府に達していないかったためであるという。しかし、保科正之が老中にその旨を伝える前に、綱勝は亡くなつたのである³²。

³⁰ 江戸時代において養子の取組は、養子願が聞届けられ、願いのとおり養子仰せ付けの指令が下ったときを以ってその効力が発生するのであった。すなわち、願い出・仰せ付け・引取の三つが養子取り組み手続きの通例の順序であった。中田薰『法制史論集 第一巻』、岩波書店、1926 初版、1970、pp.391-2。

³¹ 『綱憲公御年譜』寛文四年閏五月一日の条。

³² 江戸時代において末期養子の効力は養子の願い出が老中に届けられた時点で發揮されるのであって、幕府からそれを許可する命令が大名家に届けられていないうちにも、願い出を老中が

この点に関して前掲〔史料 6〕の「今度播磨守殿死去被成各心底察入候、然者兼而より生善院殿養子に成置之三郎殿、上杉家督被仰付候可有之候、此旨を於江戸兵部伊右衛門へ被仰聞候」に再び注目したい。これをみると、保科正之は生善院が吉良三郎を養子にしたいことを承知していたと考えられるのである。さらに、保科正之はそれを根拠に家督を吉良三郎に仰せ付けられるべきであると上杉家の家臣たちを安心させている。

次に保科家の家記ではこの間の事件をどのように記しているか『会津藩家政実紀』をみてみよう。次は、綱勝が死去した閏5月7日付の『会津藩家政実紀』の記録である³³。

〔史料 13〕

(前略) 中将様・若殿様・新助様(保科正之の五男:筆者注)追々御見舞い有之、中将様ニハ播磨守様御嗣子無之、御跡御相続之儀御心配被遊候処、播磨守様御傍ニ被召仕候福王寺八弥、御遺言之趣申上候ハ、吉良上野介殿ハ播磨守様御父上杉弾正大弼様之御婿ニ有之、其御息三郎殿、當時播磨守様御母堂正善院様方ニ御養育有之候を養子ニ仕、名字相続被仰付候様仕度、此段御前を以御老中様方へ可然様被仰達被下候様、播磨守相願遺候故申置候旨申上候間、直ニ御登城被成、御老中様へ此段被仰談候

受け取った時点で養子取り組みの効果は発生するのであった。
(中田薰 前掲書 pp.425-433)。

³³ 『会津藩家政実紀』第2巻、寛文四年閏五月七日の条。

ヘハ台聞ニ相達(後略)

この史料では、保科正之は綱勝の死を知らされて上杉邸に駆けつけた際に、当時上杉綱勝の母である正(生)善院が養育していた吉良上野介義央の息三郎を養子にして名字を相続させたいという綱勝の遺言を上杉家の家臣である福王寺八弥から聞いた。保科正之は直ちに老中にその旨を伝えたことから、將軍にも伝えられたという。

この記述からは綱勝が臨終の床で三郎を養子にする旨を遺言し、そのことを伝えられた保科正之が即座に幕府に届けたことになっている。

以上のように、保科家の家記である『会津藩家政実紀』には上杉綱勝の死後、遺言から養子のことを聞き、慌てて老中のところに駆けつけたとなっているが、前掲した〔史料 6〕〔史料 7〕から保科正之が上杉綱勝生前に三郎を養子に迎えようとした上杉家の意向を知っていたと思われる。さらに、〔史料 12〕によると、保科正之は上杉綱勝の生前に幕府に対する養子願いを綱勝から頼まれていることになる。つまり、真相は保科正之の怠慢で幕府への届け出が間に合わなかったという事態があったとみられるのである。

このことを示すのが、幕府「日記」寛文4年6月5日条に記された次のような追筆である³⁴。

〔史料 14〕

(追筆) 上杉播磨守遺領三十万石之内於米沢

³⁴ 『江戸幕府日記』寛文年録 寛文四年六月五日付。

城辺十五万石、養子三郎二才被下之、
三郎ハ吉良上野介嫡子播磨守甥也、
末期之養子ハ大小共雖不被立之、播
磨守兼日保科肥後守迄養子之儀相
達置、此事肥後守及上聞故右之通被
仰付、依之吉良若狭守同上野介（吉
良義央：筆者注）畠山下総守（畠山
義里、当時の高家：筆者注）并播磨
守家老中条越前・千坂兵部・安田兵
庫・沢根伊右衛門共召寄候、達之

この史料は、前掲〔史料 9〕の上部欄外に記されたものである。〔史料 9〕では、「上杉播磨守跡式三拾万石之内米沢領ニ而十五万石者吉良上野介息三郎江被下シ、外十五万石ハ被 召上」と、上杉家の遺領の中半分を三郎に与えるという結果だけが記されているのに対して、この追筆では上杉家の遺領半分が三郎に与えられた経緯が記されている。

これによると、綱勝は死の直前「末期之養子ハ大小共雖不被立之」のように大名も小名も末期に養子を立てなかつたため、本来なら嗣子なしとして遺領は没収されるはずであった。ところが、「播磨守兼日保科肥後守迄養子之儀相達置、此事肥後守及上聞」と兼日に綱勝が保科正之に養子願いを頼んでおり、そのことが保科正之により幕府に届けられていたため三郎が嗣子と認められ、半領を遣わされたというのである。ここで、「播磨守兼日保科肥後守迄養子之儀相達置」という記述に注目したい。ここで兼日に保

科正之に養子のことを伝えたのは、〔史料 12〕の綱勝が病床に伏していた際に、保科正之に頼んだ養子願いのことを指していると思われるのである。

このように、幕府は上杉綱勝の生前、保科正之に養子願いを頼んだことを認めていることに注目すべきである。すなわち、幕府は上杉綱勝の生前、吉良三郎を養子として迎えようしたのは、藩主である綱勝の意思であったと認めているのである。

しかし、いずれにしても、幕府には養子願いが出されていなかったことが重要である。養子願いが出されていなかったのであるから、上杉家は跡継ぎがない状況で藩主が死去したことになる。しかし幕府は、上杉綱勝が、生前に、養子願いの提出を保科正之に依頼していたことを認め、上杉家に対して断絶ではなく、半領の減封処分を下したのである。すなわち、幕府は法的には断絶されるべきである大名家に対して、融通性を以って対処したといえよう³⁵。

おわりに

以上、上杉家削封について検討してみると、確かに保科正之の力をどの史料からも読み取ることは可能である。このことは従来の研究

³⁵ 江戸時代において幕府が大名家の存続に柔軟に対処した例は数多くあり、福田千鶴氏も元和元年（1615）の上野館林藩の神原康勝、元和6年（1620）越後三条藩の市橋長勝等の例をあげながら、「幕府は表向きは無嗣断絶としながらも、実際には死後養子による名跡相続を許す優遇措置を幕藩制成立時より実行していた」と述べている。（福田千鶴 前掲論文）。

で、米沢藩上杉家の減封は、將軍の叔父で將軍の補佐役であった保科正之の斡旋と養子である吉良三郎が高家の息子であった点など、上杉家と幕府との人脈関係を論ずる、根拠となっている³⁶。しかし、幕府上使の表現および日記の追筆などの記録は、幕府が大名を取り潰すことよりは大名家の存続を図る方向に向いていたことを表しているのである。むしろ、生前に養子願いを提出することを怠っていた保科正之の意向を受け入れるために、建前として幕府は、由緒ある大名家の存続を図るためという名目で上杉家の存続を認めたのである。

このように、これまで幕府が行ってきた改易や削封については幕府の意図をさらに具体的な事例について検討し、再考察してゆくことが求められていると考える。その際、牢人の発生など社会的影響に配慮したというばかりでなく、大名家そのものを断絶させることにどれだけの意図があったのかを明らかにすべきであろう。

前稿³⁷で明らかにしたように「改易」と従来いわれてきた事例も実は家を断絶させた事例は少なく、何れも所領は減封（削封）の処分を受けるか、「家」が一族により存続されるかの救済処分が行われていた。今後、改めて具体的な事例をもとに大名の「改易・削封処分」

について検討してゆきたい。

(やん いくも・東京外国语大学大学院博士後期課程)

³⁶ 『米沢市史』近世1、『藩制成立史の総合研究－米沢藩－』。

³⁷ 梁益模「徳川政権の改易政策」(『東京外国语大学大学院 大学院博士後期課程論叢』第12号 2006.3)。